都城市史』、都城史談会、一九八九年)。

- 10 都城市史』(都城市、 一九七〇年)。
- 11 教の府として自負したところであるから、教育都城の面目が の資となるよう意図すること。 あらわれるよう注意する。③民族精神・愛郷心・愛国心涵養 ないから三十年史補遺のつもりで調査する。②都城は古来文 と次のようである。①町制市制施行の歴史は重複して差支え 「はじめに」(『都城市史』一九七○年)。その概略を示す
- 12 近世1』、二〇〇一年)。 拙稿「『庄内地理志』刊行までの経緯」(『都城市史 史料編
- 13 平成十六年度から開催した。
- 14 城市史完成記念歴史シンポジウム「伝えよう!地域の記録と ウム「近世日本の地誌と地域社会」、また事業終了後に、都 記憶」を開催した。 平成十三年五月十三日に『庄内地理志』発刊記念シンポジ
- 16 15 調査ではそのすべてを撮影することにした。詳細は次章参照。 なお、『庄内地理志』にはいくつかの写本があり、今回の
- 崎日日新聞、一面)「歴史物語る名家の宝」(宮崎日日新聞、 宮崎)。「『島津家』史料 厚さん所蔵史料一一二二点「長く保存して」」(毎日新聞、 日新聞、宮崎)。「都城島津家史料群 た。「都城島津家、一一二二点寄贈、貴重な史料市に」(朝 二六面)。「都城島津家、 、読売新聞、宮崎)。 「都城島津の史料 いずれも平成十六年(二〇〇四)十月十六日付で報道さ 国内最古朝鮮国王国書など」(西日本 都城市に史料一一二二点寄贈国の 都城市に寄贈 市に寄贈 二八代久 一万点、市に移管」 総数一万点」(宮
- <u>17</u> 年一月八日から二十四日)で、四二六三人の入館者数(一日 「都城島津家の名宝」と称する特別企画展示会。平成十七

重文一括指定目指す

- 平均入館者数三〇四人)であった。なお、二週間に限定した 欠けるきらいがあるからである。 城歴史資料館は、全木造のために耐火性やセキュリティに のは、史料の保存環境を考慮してのことである。現在の都
- 18 数はまた減少し、平成十八年度は六九四一人であった。 九年度は、一万一七二七人であったが、平成十一年度一万八 十六年度は、前年度が七三三九人であったのに対し、一万 八一三人をピークに年々減少し、特別企画点の行われた平成 一四一人の入館者数となった。しかし、その後、 都城歴史資料館の入館者数は、最近減少傾向にある。平成
- 数五四一人)であった。 成十七年四月二十三日~五月十五日までの期間(展示実日数 二十一日)で、一万一三六六人の入館者数(一日平均入館者 「都城島津家の歴史と名宝」と称する特別企画展示会。平

19

- 20 島津家由緒覚書写」。 『宮崎県史 史料編』中世二、都城島津家文書八—(九)
- 21 歴史10』岩波書店、一九七五年)。 桑波田興「外様藩藩政の展開―薩摩藩」(『岩波講座日本
- 22 崎県地域史研究』一六、二〇〇三年)。 新名一仁「日向国人樺山氏の成立過程とその特質」(『宮
- 23 藩における都城『上置』と『中抑』」(『地方史研究』二七 八、一九九九年)。 都城市教育委員会編『都城島津家歴代史』。拙稿「鹿児島
- 都城島津家史料』三—一九。
- 都城島津家史料」 <u>|</u>
- 27 26 25 24 都城島津家史料』——三。
- ·都城島津家史料』一—四。
- $\widehat{28}$ 地方史研究紀要』二二、一九九六年)。 拙稿「薩摩藩都城領における『五口六外城制』」(『宮崎県

- んん(手)。
 ける都城『上置』と『中抑』」(『地方史研究』二七八、一(『宮崎県地域史研究』六、一九九五年)。同「鹿児島藩にお(2) 拙稿「寛永期薩摩藩における都城『上置』設置について」
- 30 史研究会編『講座日本史5 近世1』東京大学出版会、 完全に迎え入れた」とされる。 という注目すべき指摘をされているが、「給人たちが自己の 専制的な性格のものではなく、合議決定型の構造を有する」 自律性は発揮されたとしている。柴田純「武士の精神となに 書店、一九九〇年、二三頁)。ただ、氏は軍事的には家臣の 九四年〉に収録)。高木昭作『日本近世国家史の研究』 八五年、六三頁、後に『将軍権力の創出』〈岩波書店、 に包摂されていく」「給人中の大身実力者たちは大名家の 知行地に対する個別的で自由な支配を失い、大名の「家中」 構造』(吉川弘文館、一九九三年)。笠谷氏は「近世的国制は か」(藤井譲治編『日本の近世③支配のしくみ』中央公論社 「家老」として位置付けられていく」「大名家は大身家臣を 九九一年、三一七頁)。笠谷和比古『近世武家社会の政治 朝尾直弘「『公儀』と幕藩領主制」(歴史学研究会・日本 (岩波 一九
- における都城『上置』設置について」(『宮崎県地域史研究』としたいくつかの研究成果を報告している。「寛永期薩摩藩(32) 筆者は、こうした観点で都城島津家の自律性をキーワード

- (33) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『文書館用語集』
- 書館法の解釈の要旨」。 (34) 昭和六三年六月一日総理府内閣官房長官の施行通達「公文
- (36) 美術館で行ったときにも展示ケースがないために、掛軸を
- (37) 現在、調査を済ませ、意見を付して国の登録有形文化財と